

23 区内の実施医療機関以外で定期予防接種を希望する方へ

【23 区内の医療機関で接種を希望する場合】

23 区内の定期予防接種の実施医療機関であれば、港区で発行した予防接種予診票を使用して接種することができます。接種を希望する医療機関が実施医療機関となっていることを事前に各区の予防接種担当部署にご確認の上、接種してください。

23 区内の定期予防接種の実施医療機関以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けることで接種可能になります。下記の手順に従い、「定期予防接種実施依頼書」を請求してください。

【上記に該当しない医療機関で接種を希望する場合】

23 区外の医療機関で定期予防接種を希望する場合は、事前に「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けることで接種可能になります。

「定期予防接種実施依頼書」は港区長から滞在自治体の長や病院長に宛てて作成する書類です。

下記の手順に従い請求してください。

1. 事前確認

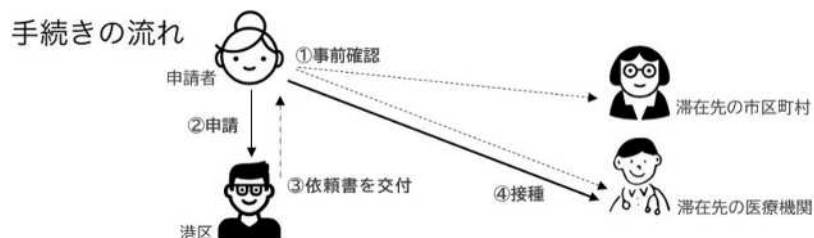
申請前に、接種を希望する医療機関のある市区町村の予防接種担当部署（(1)、(2)）及び予防接種予定の医療機関（(3)、(4)）に次の(1)～(4)を必ず確認してください。

(1)滞在先の自治体から費用の補助があるか（予防接種後にご自身で港区へ費用の請求を行っていただく（滞在先からの補助はない）場合がほとんどです。）

(2)予防接種実施依頼書のあて名（依頼書文面上の宛名。市区町村長あて、または実施医療機関長あて等）

(3)予防接種実施依頼書の送付先（申請者宛の書類も同封するため、滞在先住所が望ましい）

(4)港区の予防接種予診票が必要か（必要で手元にない場合は港区へお問合せください）



2. 依頼書の申請

「定期予防接種実施依頼書交付申請書」をご提出ください。一度に6か月先の予防接種まで申請できます。（予防接種の時期と方法については別紙を参考にしてください）

以降も必要になった場合は、再度お申し込みください。

【裏面もご覧ください】

★電子申請をご利用ください★【港区ホームページ】

<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/kugai.html>

手続名：「港区外の医療機関で定期予防接種を希望する方へ」

マイナンバーカードをお持ちでなくても、申請ができます。



★郵送で申請する場合★

- ・提出先 〒108-8315 東京都港区三田1-4-10 みなと保健所保健予防課保健予防係
- ・提出書類 別紙 定期予防接種実施依頼書交付申請書（保護者・本人申請用）

3. 依頼書の発行

申請書の提出から依頼書の発行までは、受理後2週間程度かかります。

遠隔地への送付には郵送に時間を要する場合がありますので、余裕を持って申請してください。

4. 定期予防接種の実施

依頼書発行後の予防接種実施方法は各自治体により異なります。

滞在先の自治体の指示に従い、接種を実施してください。